

資 料

(国 税 関 係)

目 次

1. 平成 17 年度税収	1
・平成 17 年度一般会計税収	2
・平成 17 年度租税及び印紙収入（税目別）	3
・一般会計税収の推移	4
・主要税目の税収（一般会計分）の推移	5
2. 個人所得課税	6
・個人所得課税の定率減税	7
・平成 17 年度税制改正大綱（抄）	8
・定率減税縮小による所得税・個人住民税の負担額の変化（年額ベース）	10
・給与収入 500 万円（夫婦子 2 人）の場合の各種負担額（月額ベース）	11
・給与収入 700 万円（夫婦子 2 人）の場合の各種負担額（月額ベース）	12
・税制改正及び社会保障制度改革が家計に与える影響（対前年度比較）（試算）	13
3. 住宅税制	14
・中古住宅に係る特例措置における対象範囲の拡大	15
・住宅ローン減税制度の概要	16
4. 金融・証券税制	17
・特定口座制度	18
・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例	19
・先物取引に係る課税の概要	20
5. 国際課税	21
・国際課税の改正事項の概要	22
・国際課税の改正事項	23
6. 中小企業関係税制	36
・中小企業向けの主な税制措置（法人税関係）	37
・エンジェル税制（1/2 課税の特例）	38
・商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	39
7. その他【特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）等への支援】	40
・「NPO 法人」及び「認定 NPO 法人」に関する税制上の取扱い	41
・認定 NPO 法人制度の改正の経緯	42
・認定 NPO 法人の認定要件の概要	43
・寄付金控除（所得税）	44

8. その他【企業再生関係税制】	45
・ 企業再生の場合の資産評価損益の計上と期限切れ欠損金の控除	46
・ 現行制度の概要	47
9. その他【教育訓練費についての税額控除】	48
・ 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度	49
・ (参考) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)	50
10. その他【社会保険料控除】	51
・ 国民年金保険料に係る社会保険料控除の証明書添付等の義務化	52

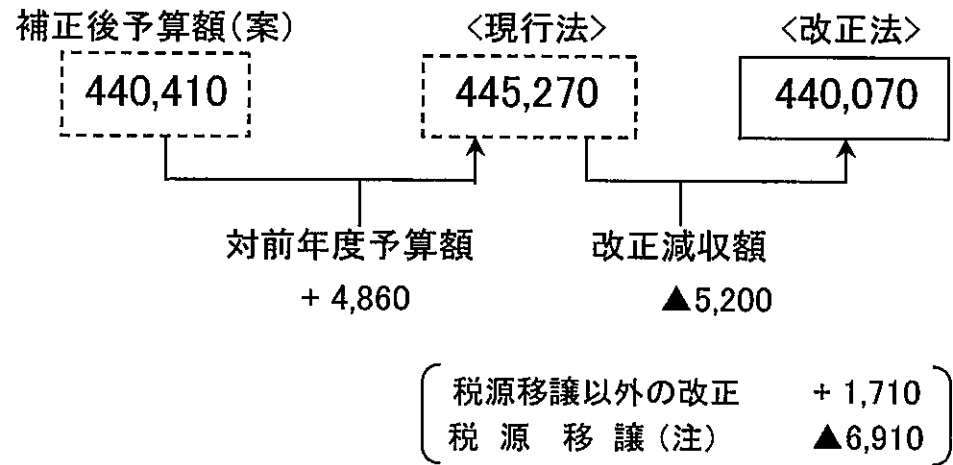
1. 平成17年度税込

平成17年度一般会計税収

(単位:億円)

【16年度予算額】

【17年度予算額(案)】



(注)平成17年度の所得譲与税による税源移譲額は、11,159億円(平成16年度譲与分4,249億円と平成17年度追加分6,910億円の合計)である。

(主要税目の内訳)

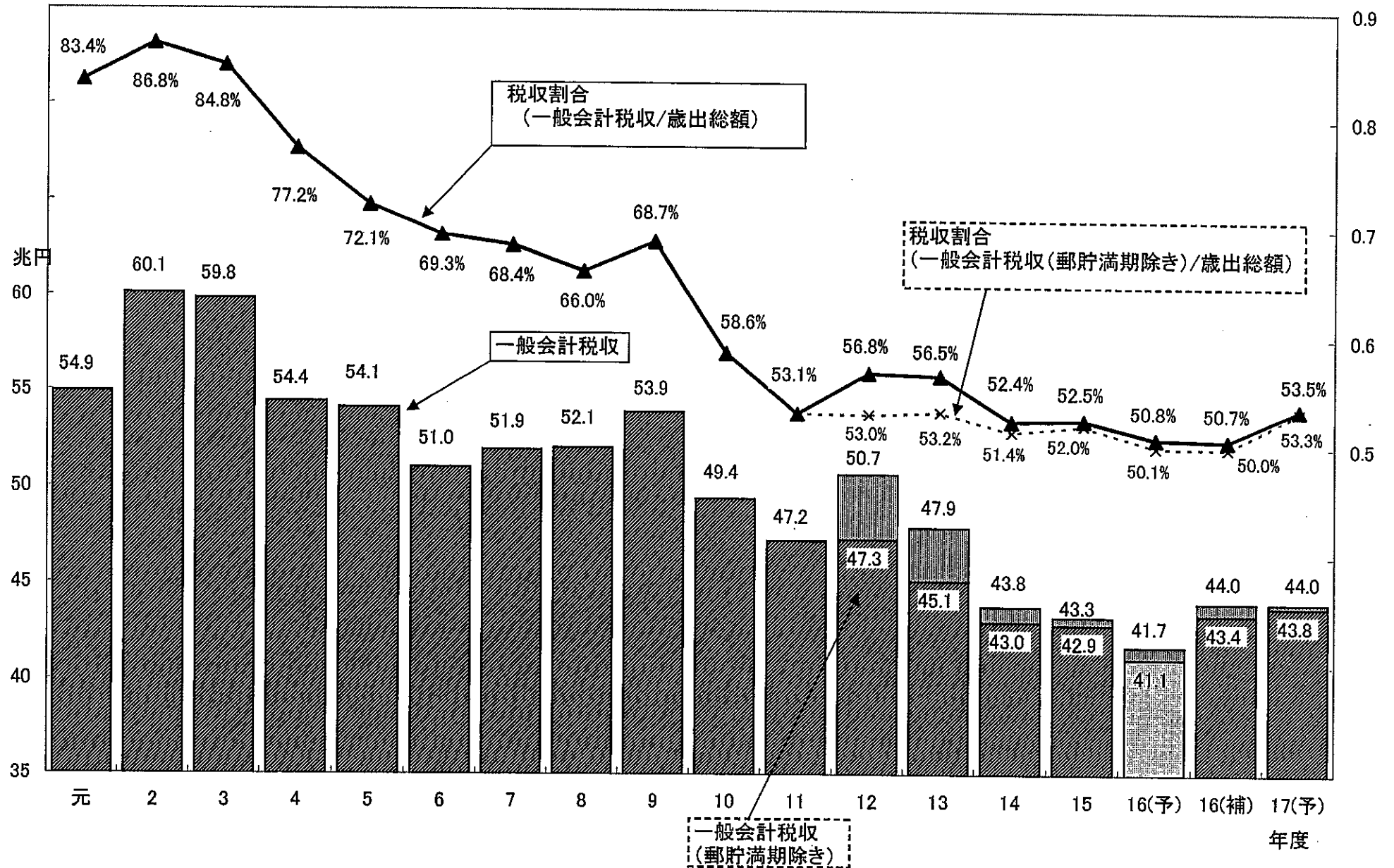
区 分	16 年 度	17 年 度	
	補正後予算額	予 算 額	増 減 額
所 得 税	140,930	131,640	▲ 9,290
法 人 税	109,960	115,130	+ 5,170
消 費 税	96,920	101,640	+ 4,720
そ の 他	92,600	91,660	▲ 940
一般会計分計	440,410	440,070	▲ 340

平成 1 7 年度租税及び印紙収入

(単位:億円、%)

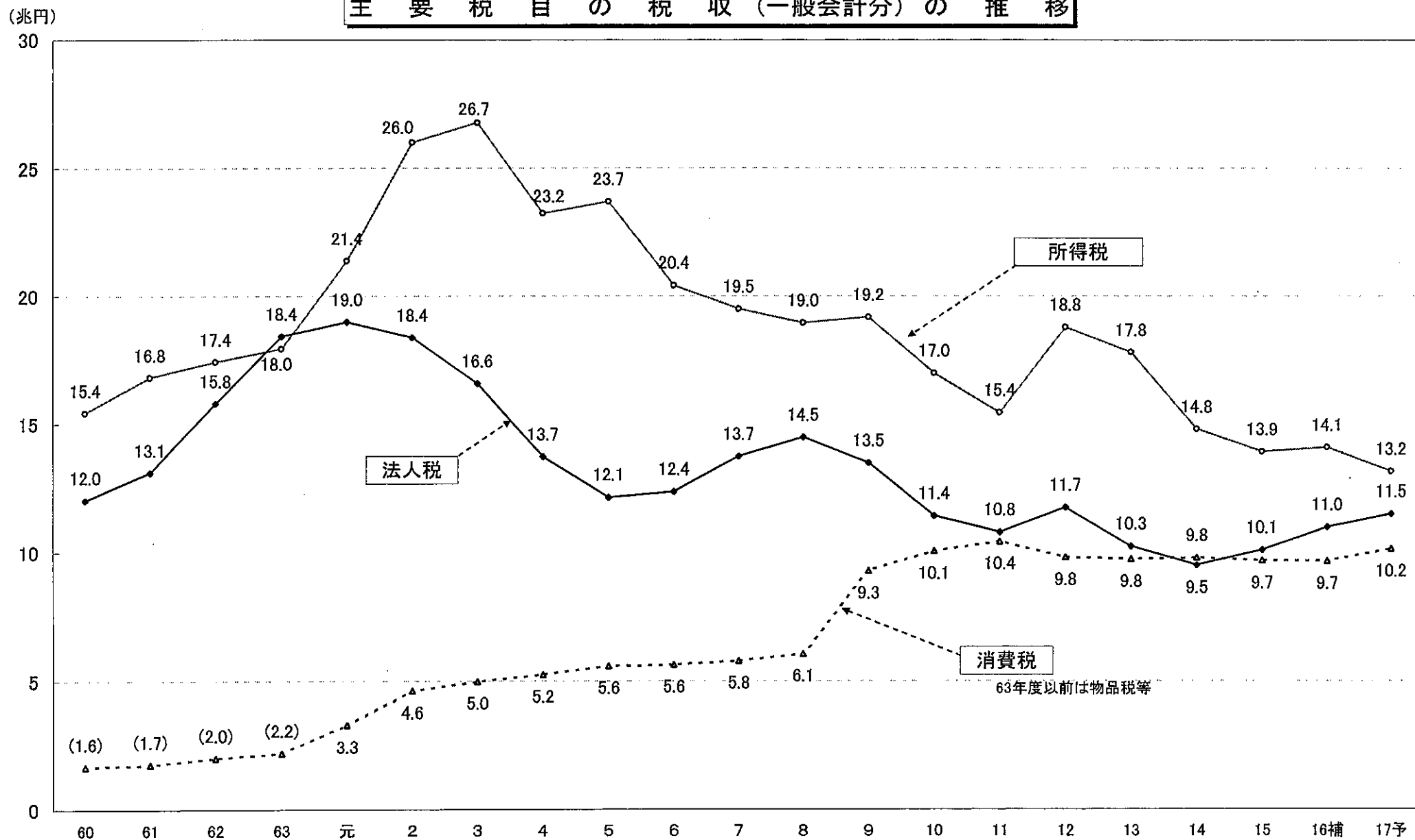
税 目	前年度予算額		平成 1 7 年度 予算額 (B)	比較増△減額	
	当 初	補正後 (A)		(B-A)	伸 率
源泉所得税	114,050	117,200	108,350	△ 8,850	△ 7.6
申告所得税	23,730	23,730	23,290	△ 440	△ 1.9
(所得税計)	(137,780)	(140,930)	(131,640)	(△ 9,290)	(△ 6.6)
法人税	94,070	109,960	115,130	5,170	4.7
相続税	11,000	12,920	12,450	△ 470	△ 3.6
消費税	95,630	96,920	101,640	4,720	4.9
酒 税	15,880	16,570	16,250	△ 320	△ 1.9
たばこ税	8,980	8,980	8,620	△ 360	△ 4.0
揮発油税	21,290	21,290	21,730	440	2.1
石油ガス税	140	140	150	10	7.1
航空機燃料税	900	900	890	△ 10	△ 1.1
石油石炭税	4,770	4,770	5,000	230	4.8
自動車重量税	7,510	7,510	7,550	40	0.5
関 税	7,950	7,950	7,790	△ 160	△ 2.0
と ん 税	90	90	90	0	0.0
印 紙 収 入	11,480	11,480	11,140	△ 340	△ 3.0
一般会計分計	417,470	440,410	440,070	△ 340	△ 0.1

一般会計税収の推移



(注)平成15年度までは決算、16年度は当初予算及び補正後予算(案)、17年度は予算(案)による。

主 要 税 目 の 税 収 (一般会計分) の 推 移



(注)15年度以前は決算額、16年度は補正後予算額(案)、17年度は予算額(案)である。

2. 個人所得課税

個人所得課税の定率減税

平成11年度税制改正において、

- ① 当時の「著しく停滞した経済活動の回復に資する」ため、
- ② 個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として、実施されたもの（現在も継続中）。

※ 減収額

○ 所得税 2.5兆円 ⇨ 1.25兆円

縮減後

○ 個人住民税 0.8兆円 ⇨ 0.4兆円

○ 所得税

【現 行】	【改正案】
税額の20%	税額の10%
相当額を控除	相当額を控除
(25万円を限度)	(12.5万円を限度)

定率減税額

○ 個人住民税

【現 行】	【改正案】
所得割額の15%	所得割額の7.5%
相当額を控除	相当額を控除
(4万円を限度)	(2万円を限度)

(注) 上記の改正は、
所得税については平成18年1月から、
個人住民税については平成18年6月徴収分から
実施する。

定率減税前の税額

定率減税後の税額

平成 17 年度税制改正大綱（抄）

平成16年12月15日

自由民主党
公明党

第一 新しい時代への税制改革の道筋

（略）

本来、財政に課される役割は、国民の合意を得た基準で徴収した税金により、提供されるべき公共サービスを国民に配分することにある。同時に、その過程で、歳入・歳出を合わせた財政運営を金融政策と一体的に行うことにより、適時適切な経済運営を図ることも重要な使命である。定率減税は、このような考え方により、平成11年当時の著しく停滞した経済状況に対応して、本則の税率ではなく、税額を一定率だけ軽減した時限的措置として導入されたものである。従って、導入当時に比べ不良債権処理と経済状況に改善が見られている現在、平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。

さらに今後の日本は、国家レベルでも、地方レベルでも、当事者である国民、住民が自らの裁量で意思決定を行い、自らその責任をとっていくという改革を進めていくことが求められている。こうした基本理念は、国と地方、国と個人の関係においても同様である。この理念に沿って、次のような税制改革に取り組むこととする。

平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。この税源移譲にあたっては、納税者の負担に極力変化が生じないようにする。また、それまでの間は、平成16年度と同様に所得譲与税で地方への税源移譲を行う。

さらに、平成19年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。

以下、平成17年度税制改正の主要項目について基本的考え方を述べる。

1. 国・地方を通ずる個人所得課税

平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

（略）

第二 平成 17 年度税制改正の具体的内容

一 国・地方を通ずる個人所得課税

1 定率減税の額について、次のように引き下げる。

(1) 所得税

現 行	改 正 案
所得税額の 20%相当額 〔 20%相当額が 25 万円を 超える場合は、25 万円〕	所得税額の 10%相当額 〔 10%相当額が 12.5 万円を 超える場合は、12.5 万円〕

(2) 個人住民税

現 行	改 正 案
個人住民税所得割額の 15%相当額 〔 15%相当額が 4 万円を 超える場合は、4 万円〕	個人住民税所得割額の 7.5%相当額 〔 7.5%相当額が 2 万円を 超える場合は、2 万円〕

(注 1) 上記の改正は、所得税については平成 18 年 1 月から、個人住民税については平成 18 年 6 月徴収分から実施する。

(注 2) 上記の改正に伴い、平成 18 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等に係る税額表及び公的年金等に係る源泉徴収すべき所得税の額から控除する定率減税の額について見直しを行う。

定率減税縮減による所得税・個人住民税の負担額の変化(年額ベース)

(単位：万円)

給与収入	夫婦子2人			夫婦のみ		
	17年(度)分 (a)	18年(度)分 (b)	(b) - (a)	17年(度)分 (c)	18年(度)分 (d)	(d) - (c)
300万円	0.8	0.8	0.07	11.0	12.2	1.2
500万円	16.0	17.7	1.8	28.7	31.8	3.2
700万円	37.7	41.8	4.1	55.2	61.2	6.0
1,000万円	95.2	104.1	8.9	119.2	130.1	10.9
1,500万円	235.8	250.3	14.5	276.3	290.8	14.5

- (注) 1. 夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. 夫婦子2人の場合及び夫婦のみの場合ともに、給与所得者が1人の場合の負担額である。
 3. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

給与収入500万円(夫婦子2人)の場合の各種負担額(月額ベース)

(単位:円)

		17年(度)分	18年(度)分
所得税・個人住民税	負担額	11,300	12,600
	配偶者特別控除 (上乗せ部分)の廃止	1,200	—
	定率減税の縮減	—	1,200
社会保険料 (厚生年金・雇用保険)	負担額	25,400	25,900
	対前年増加額	900	600
合計	負担額	36,700	38,500
	対前年増加額	2,000	1,800

- (注) 1. 賞与は、4か月(月給312,500円)として計算しており、各種負担額は賞与支給月以外の月の負担額である。
2. 所得税・個人住民税は、次の合計額である。
(1) 所得税については、各年分の所得税額(年税額)を月額換算したもの。
(2) 個人住民税については、各年度分の特別徴収税額を月額換算したもの。
3. 厚生年金保険料は、各年9月1日(16年は10月1日)時点での標準報酬月額表を用いて計算している。
4. 雇用保険料は、各年4月1日時点での保険料率を用いて計算している。
5. 百円未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

給与収入700万円(夫婦子2人)の場合の各種負担額(月額ベース)

(単位:円)

		17年(度)分	18年(度)分
所得税・個人住民税	負担額	27,000	29,900
	配偶者特別控除 (上乗せ部分)の廃止	2,300	—
	定率減税の縮減	—	2,900
社会保険料 (厚生年金・雇用保険)	負担額	34,900	35,700
	対前年増加額	1,200	800
合計	負担額	62,000	65,600
	対前年増加額	3,600	3,600

- (注) 1. 賞与は、4か月(月給437,500円)として計算しており、各種負担額は賞与支給月以外の月の負担額である。
2. 所得税・個人住民税は、次の合計額である。
(1) 所得税については、各年分の所得税額(年税額)を月額換算したもの。
(2) 個人住民税については、各年度分の特別徴収税額を月額換算したもの。
3. 厚生年金保険料は、各年9月1日(16年は10月1日)時点での標準報酬月額表を用いて計算している。
4. 雇用保険料は、各年4月1日時点での保険料率を用いて計算している。
5. 百円未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

税制改正及び社会保障制度改革が家計に与える影響（対前年度比較）（試算）

（単位：兆円）

	平成 17 年度（2005 年度）	平成 18 年度（2006 年度）
既往の税制改正	0.4	0.4
平成 15 年度税制改正 配偶者特別控除（上乘せ部分） の廃止 等	0.2	0.2
平成 16 年度税制改正 （年金課税の適正化等）	0.2	0.2
定率減税の縮減	0.2	1.4

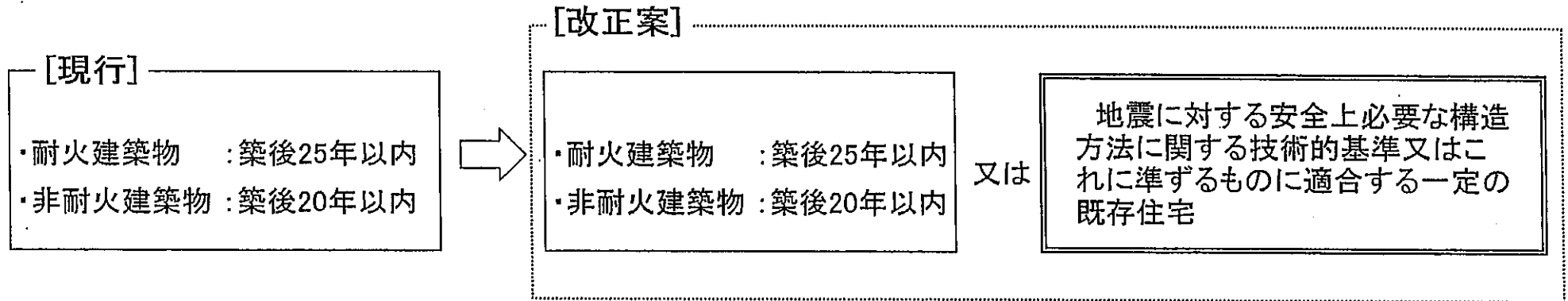
社会保障制度改革（年金・雇用保険料）	0.5	0.3
--------------------	-----	-----

（参考）

年金給付費（対前年度増額）	1.1	1.1
---------------	-----	-----

3. 住宅税制

中古住宅に係る特例措置における対象範囲の拡大



対象となる制度

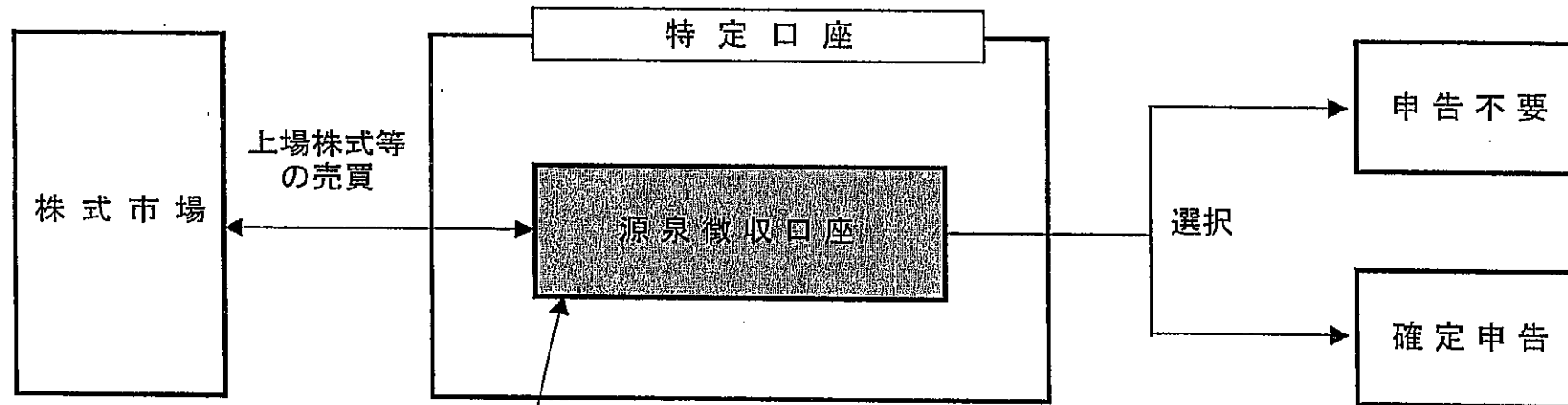
- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(所得税)
- (2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税)
- (3) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例(贈与税)
- (4) 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置(登録免許税)
- (5) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減措置(登録免許税)

住 宅 ロ ー ン 減 税 制 度 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要																																																						
1. 控除対象借入金等の額	次の(1)から(3)までのための借入金等(償還期間10年以上)の年末残高 (1) 住宅の新築・取得 (2) 住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等																																																						
2. 対象住宅等	(主として居住の用に供する) (1) 住宅の新築・・・床面積50㎡以上 (2) 新築住宅の取得・・・床面積50㎡以上 (3) 既存住宅の取得・・・①床面積50㎡以上 ②耐火建築物は築後25年以内、それ以外の建築物は築後20年以内 【改正案】地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅を追加 (4) 増改築等・・・床面積50㎡以上																																																						
3. 控除期間	平成16年～平成20年居住分 10年間																																																						
4. 控除額 (税額控除)	<table><tr><td></td><td>借入金等の年末 残高の限度額</td><td>適用年</td><td>控除率</td><td>最高</td><td>適用年</td><td>控除率</td><td>最高</td><td>合計</td></tr><tr><td rowspan="5">〔借入金等の年末 残高×控除率〕</td><td>平成16年居住分</td><td>5,000万円</td><td>1～10年目</td><td>1.0%</td><td>50万円</td><td></td><td></td><td>500万円</td></tr><tr><td>平成17年居住分</td><td>4,000万円</td><td>1～8年目</td><td>1.0%</td><td>40万円</td><td>9・10年目</td><td>0.5%</td><td>20万円</td><td>360万円</td></tr><tr><td>平成18年居住分</td><td>3,000万円</td><td>1～7年目</td><td>1.0%</td><td>30万円</td><td>8～10年目</td><td>0.5%</td><td>15万円</td><td>255万円</td></tr><tr><td>平成19年居住分</td><td>2,500万円</td><td>1～6年目</td><td>1.0%</td><td>25万円</td><td>7～10年目</td><td>0.5%</td><td>12.5万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>平成20年居住分</td><td>2,000万円</td><td>1～6年目</td><td>1.0%</td><td>20万円</td><td>7～10年目</td><td>0.5%</td><td>10万円</td><td>160万円</td></tr></table>		借入金等の年末 残高の限度額	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高	合計	〔借入金等の年末 残高×控除率〕	平成16年居住分	5,000万円	1～10年目	1.0%	50万円			500万円	平成17年居住分	4,000万円	1～8年目	1.0%	40万円	9・10年目	0.5%	20万円	360万円	平成18年居住分	3,000万円	1～7年目	1.0%	30万円	8～10年目	0.5%	15万円	255万円	平成19年居住分	2,500万円	1～6年目	1.0%	25万円	7～10年目	0.5%	12.5万円	200万円	平成20年居住分	2,000万円	1～6年目	1.0%	20万円	7～10年目	0.5%	10万円	160万円
	借入金等の年末 残高の限度額	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高	合計																																															
〔借入金等の年末 残高×控除率〕	平成16年居住分	5,000万円	1～10年目	1.0%	50万円			500万円																																															
	平成17年居住分	4,000万円	1～8年目	1.0%	40万円	9・10年目	0.5%	20万円	360万円																																														
	平成18年居住分	3,000万円	1～7年目	1.0%	30万円	8～10年目	0.5%	15万円	255万円																																														
	平成19年居住分	2,500万円	1～6年目	1.0%	25万円	7～10年目	0.5%	12.5万円	200万円																																														
	平成20年居住分	2,000万円	1～6年目	1.0%	20万円	7～10年目	0.5%	10万円	160万円																																														
5. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下																																																						
6. 適用期限	平成20年12月31日																																																						
7. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度との併用可	〔適用期限：平成18年12月31日〕																																																						

4. 金融・証券税制

特定口座制度



1. タンス株の特定口座への受入れは、新たな措置として、平成17年4月から実施

【現 行 : 平成15年4月1日～平成16年12月31日】

取得価額は、①実際の取得価額と②平成13年10月1日の終値の80%との選択



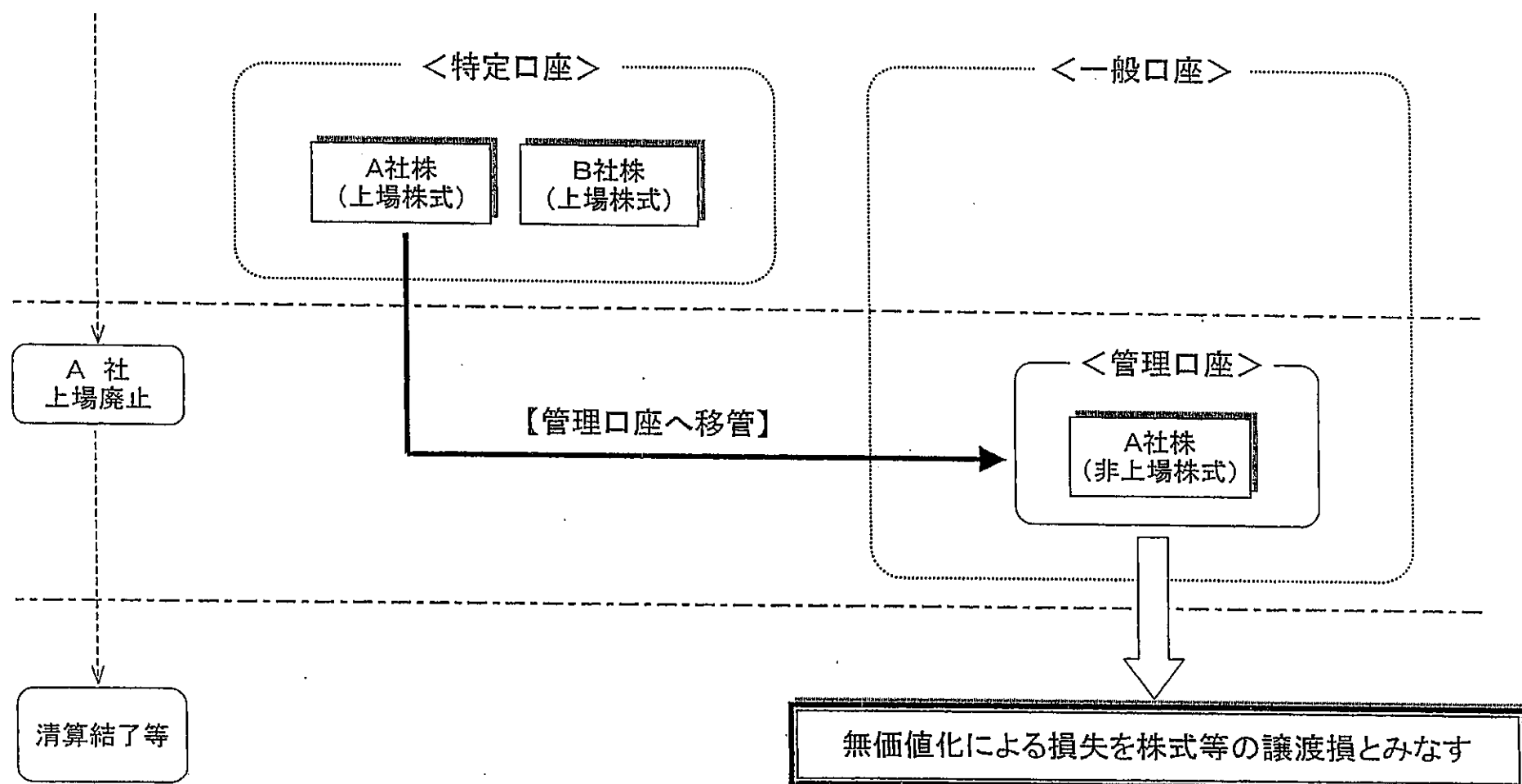
【改正案 : 平成17年4月1日～平成21年5月31日】

- (1) 取得価額は、実際の取得価額による受入れに限定
- (2) 特定口座からの持出しに係る取扱いを明確化

2. 特定口座内保管上場株式等を証券業者に貸し付けた場合に返還される上場株式等の特定口座への受入れを措置

特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例

特定口座で管理されていた株式につき、発行会社の清算終了等による無価値化損失が生じた場合には、一定の要件の下で、株式等の譲渡損失とみなす特例



先物取引に係る課税の概要

先物取引の種類	差金等決済に係る所得	差金等決済に係る損失の繰越
商品先物取引 〔商品先物 商品指数先物〕	申告分離課税(雑所得等) 20% (所15%、住 5%) 〔支払調書制度あり〕	繰越控除可 (3年)
有価証券先物取引等 〔有価証券先物 有価証券指数等先物 有価証券オプション〕		
金融先物取引 〔通貨等先物取引 金利等先物取引 金融オプション〕	【現行】 【改正案】 総合課税 ⇨ 同 上 (雑所得等)	【現行】 【改正案】 — ⇨ 同 上

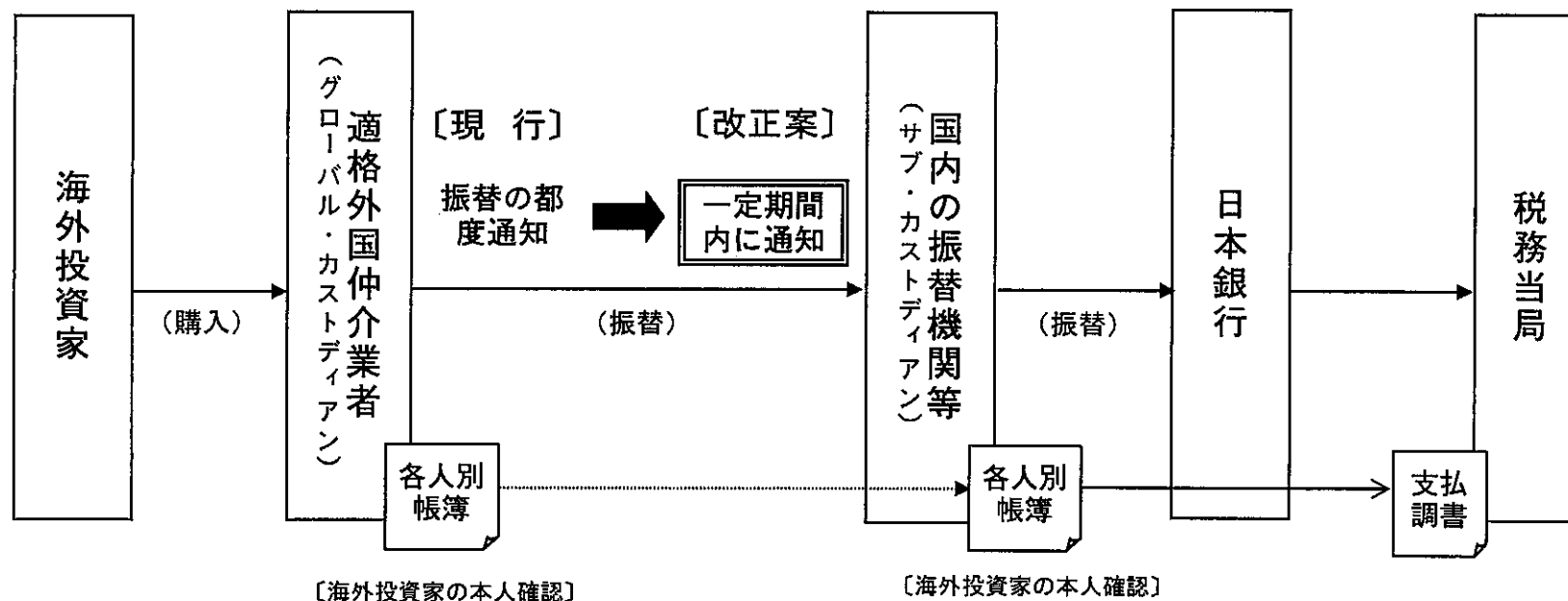
5. 国際課税

国際課税の改正事項の概要

- 外国子会社合算税制について国際的な企業活動の実態に対応した合理化を行うほか、非居住者・外国法人が保有する国債の非課税特例を受けるための手続の簡素化を行う。
- 非居住者・外国法人に対して国内不動産との権衡を図る観点から不動産化体株式の譲渡益課税を導入するとともに、国内源泉所得として現在課税されている事業譲渡類似株式の譲渡益について組合を通じて譲渡益を得る場合の課税の要件の整備を行う。
- 非居住者・外国法人である組合員が民法組合等を通じて得る収益については、源泉徴収（20％）のうえ、申告納税で調整することとする。（現行法上、民法組合等の組合員は、その組合等を通じて得る収益について、毎年申告納税しなければならないこととなっている。）

② 非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置の要件の緩和

イ 適格外国仲介業者から国内の振替機関等への各人別帳簿の情報の通知手続の簡素化



ロ 税制優遇措置の適用手続の簡素化

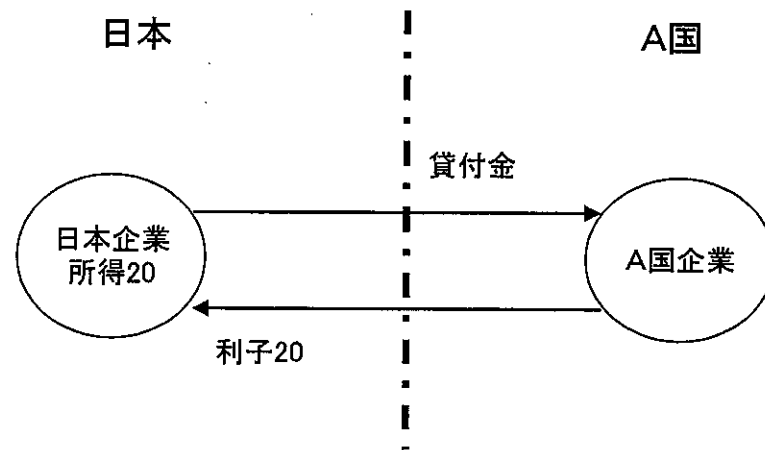
- ・ ストリップス債とTB・FBの特例の適用手続を一本化
- ・ TB・FBの特例の適用者は、その適用手続をもって利子非課税手続を代用する。

(2) 外国子会社合算税制の見直し

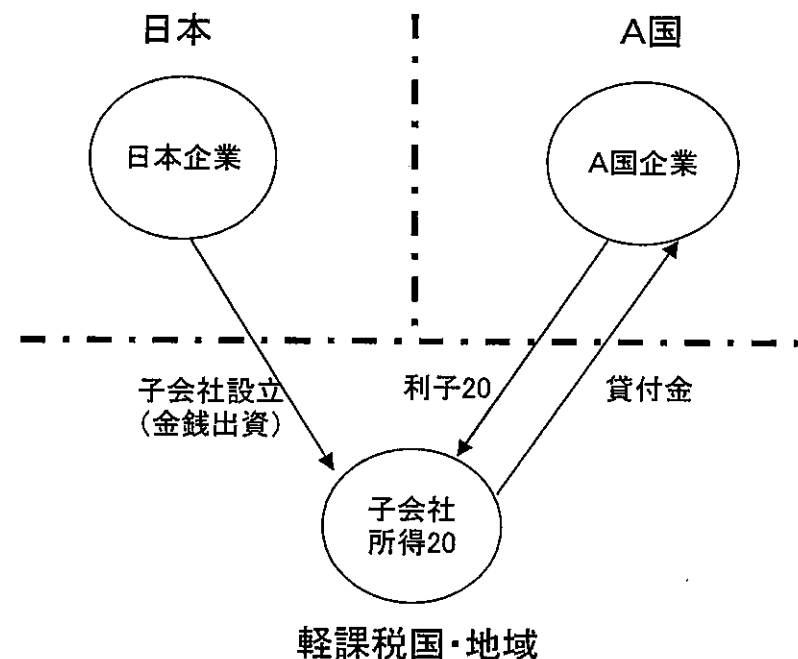
(参考) 外国子会社合算税制の概要

- わが国企業の海外子会社のうち、税負担の著しく低いものに利益を留保すれば、わが国での法人税課税を免れることができる。
- 外国子会社合算税制は、このような海外子会社を利用した租税回避行為に対処するため、海外子会社の留保所得を、その持分に応じて、親会社の所得に合算して課税する制度。(課税繰延を防止するもの)
- ただし、海外子会社が実体のある事業を行っている等、一定の条件(適用除外基準)を満たす場合は、合算課税は行われない。

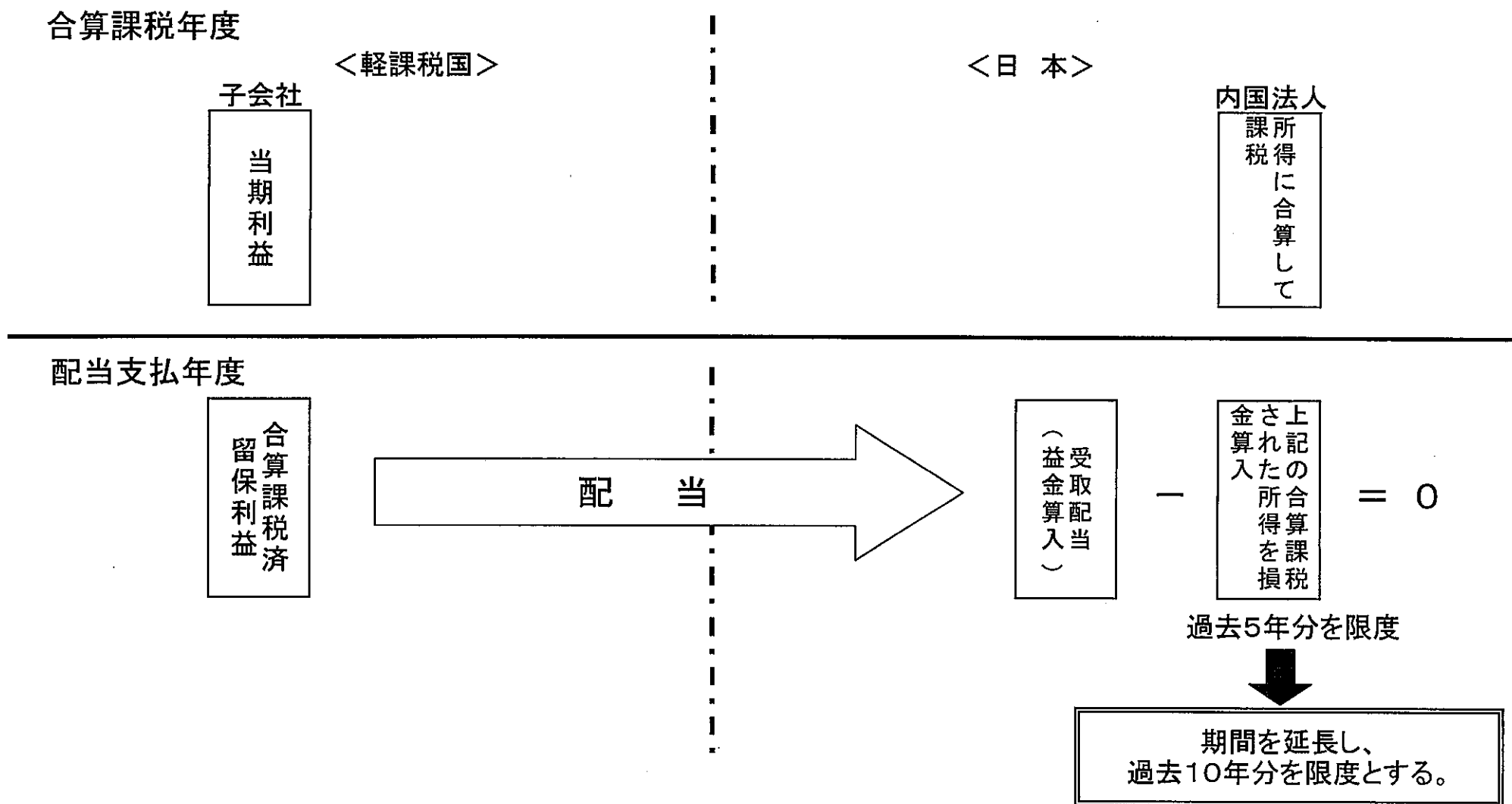
〔 海外子会社を利用しない場合 〕



〔 税負担の著しく低い海外子会社を利用した場合 〕



① 合算課税所得の損金算入期間の延長 — 現行5年→改正案10年—

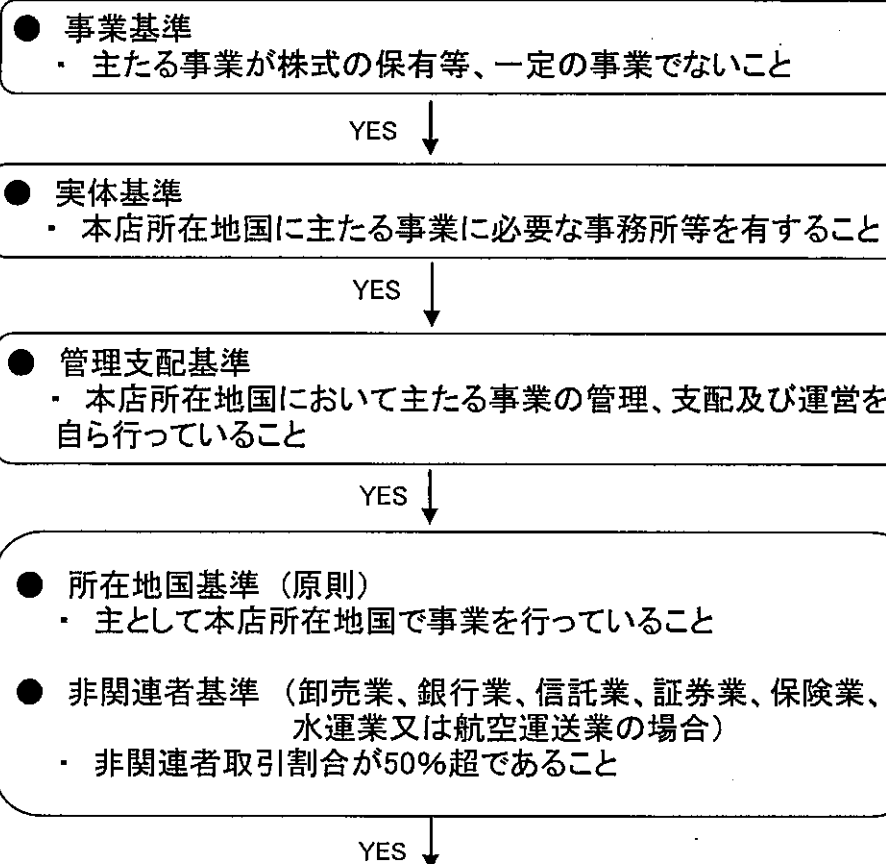


② 合算課税の適用期間中の欠損金の繰越期間の延長 — 現行5年→改正案7年—

③ 合算課税の対象となる留保所得の見直し

— 経理・人事・法務・事務等処理するため、業務上必要となる人員を相当人数雇用している地域統括会社への対応 —

<適用除外基準>



外国子会社合算税制の適用なし

〔現 行〕

留保所得の全額を当該年に合算して課税



〔改正案〕

所在地国における直接の人件費の10%相当額を合算される留保所得から控除し、残りの留保所得について合算課税

④ 外国子会社合算税制の適用対象 — 外国信託の追加 —

〔現 行〕

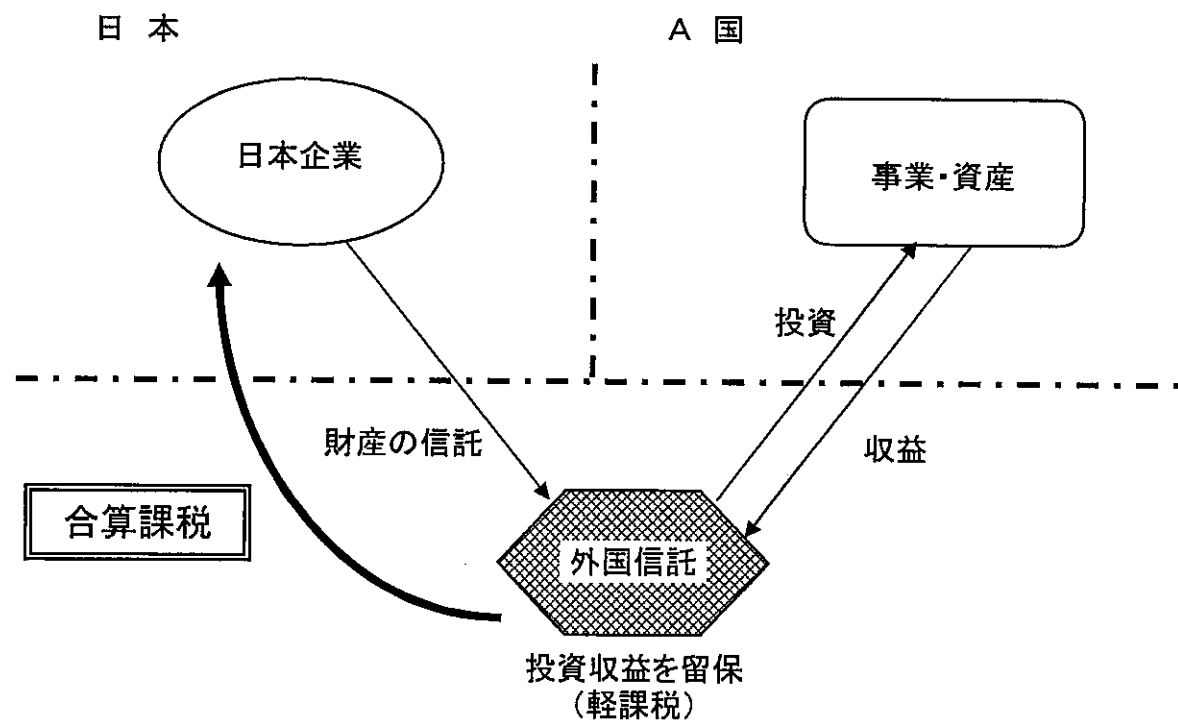
- ・ 外国子会社に所得を留保した場合 : 留保所得について合算課税の適用あり
- ・ 外国信託に所得を留保した場合 : 留保所得について合算課税の適用なし



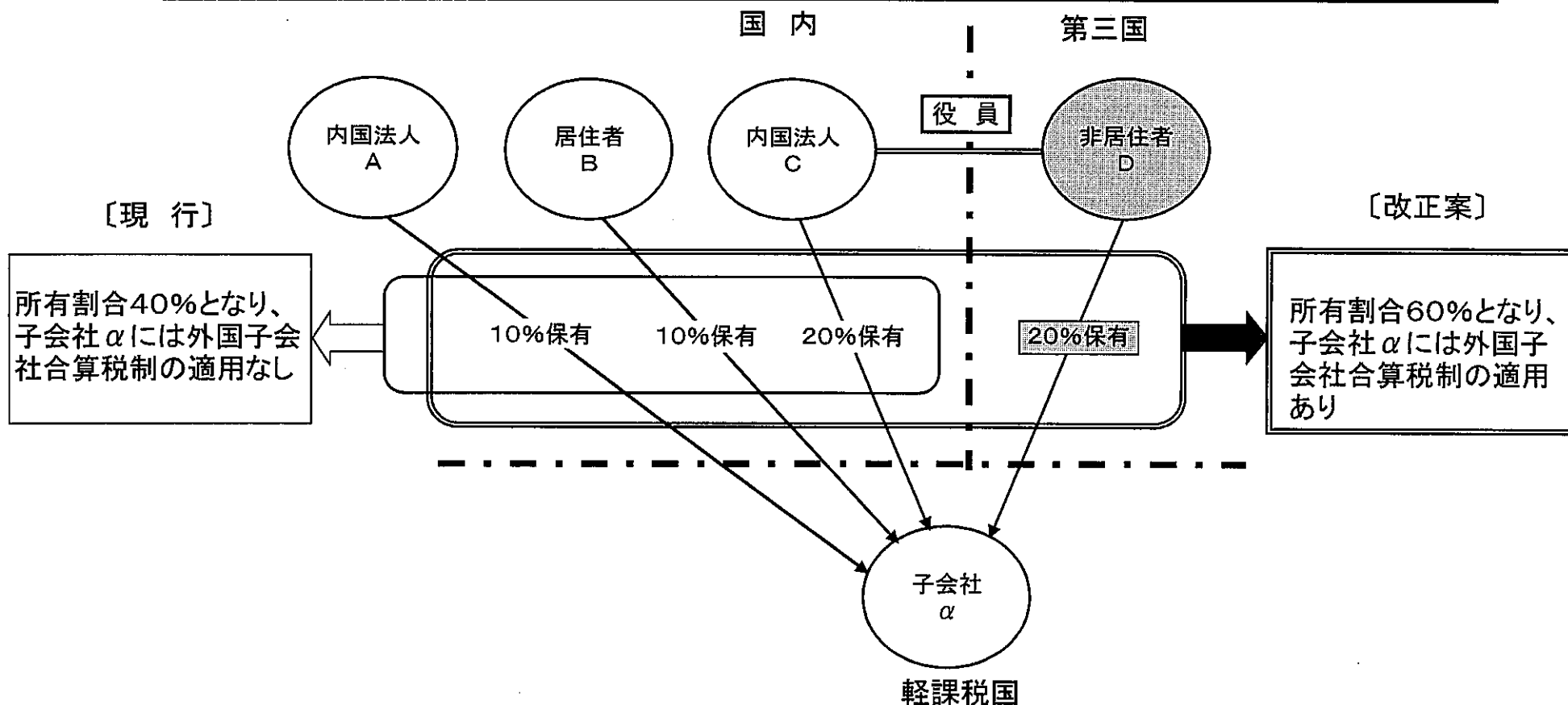
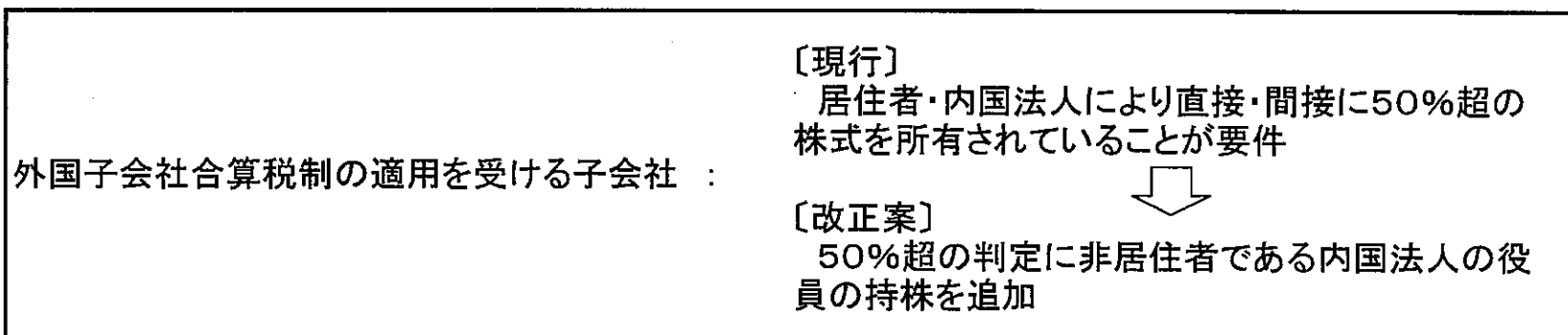
〔改正案〕

- ・ 軽課税の外国信託(注)に留保した所得を合算課税の対象に含める。

(注)外国に設定される信託で、わが国で法人税の課税対象とされる信託(特定信託)に相当するもののうち、租税負担割合の著しく低いもの。

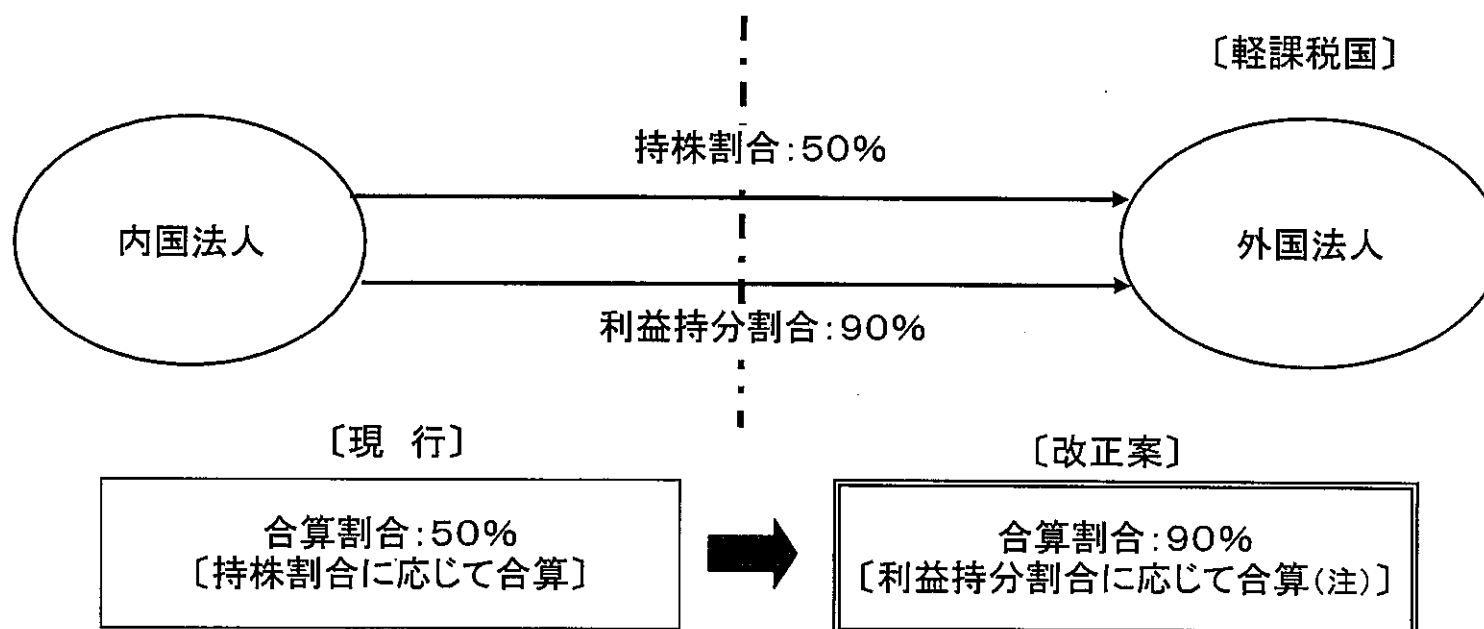
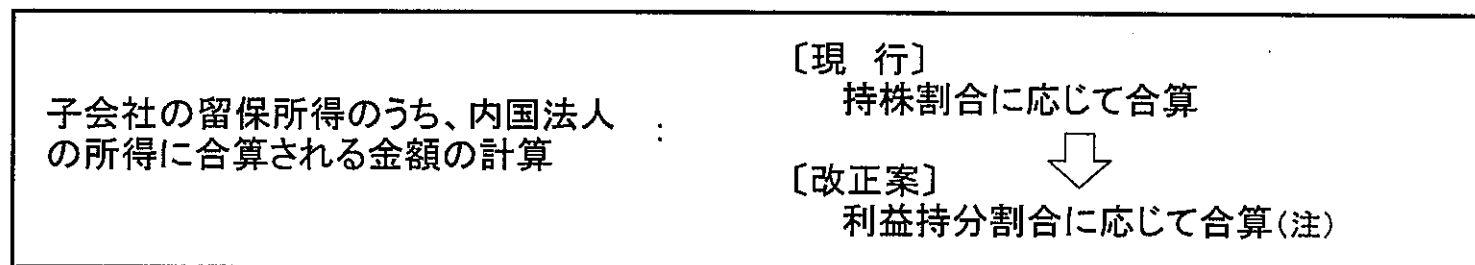


⑤ 外国子会社合算税制の適用を受ける子会社の判定
 — 非居住者である内国法人の役員の持株を追加 —



⑥ 合算金額の計算

— 利益分配額が異なる種類の株式を発行している場合 —

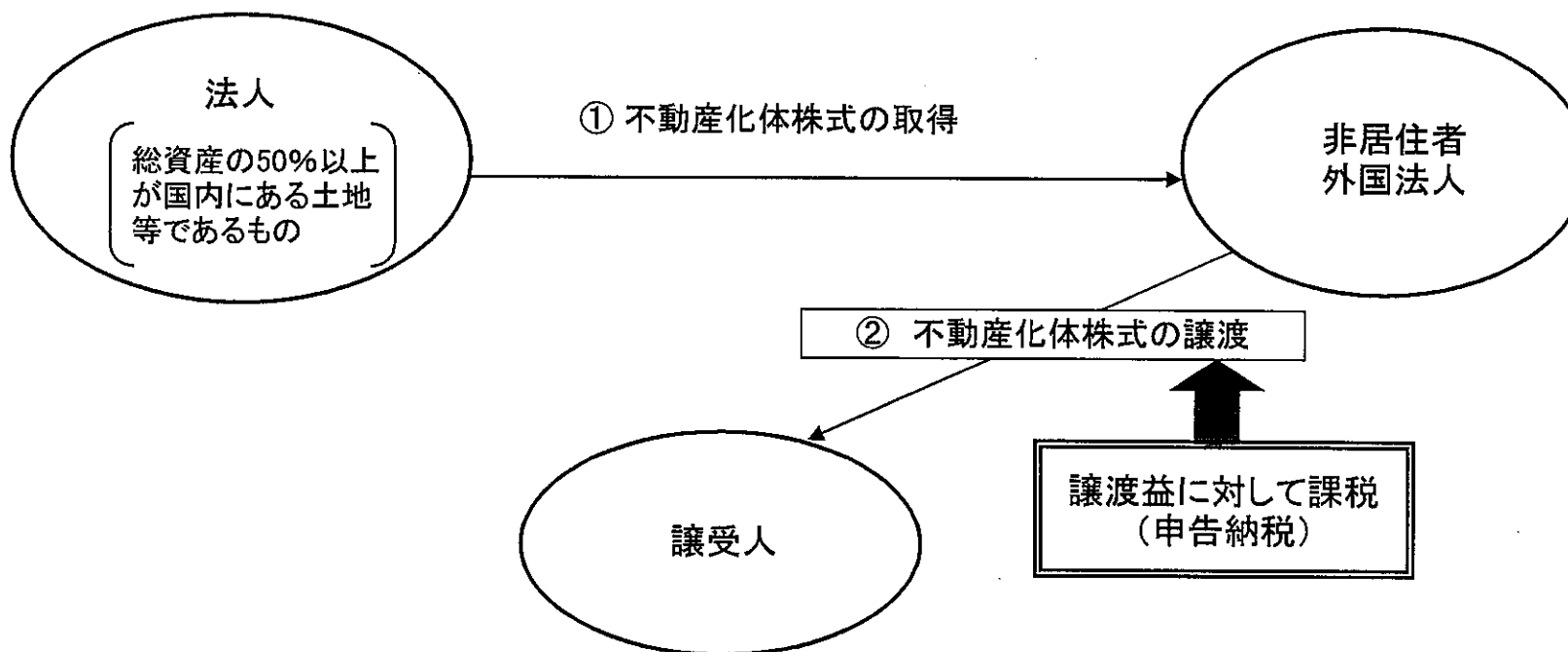


(注) 利益分配額が異なる種類の株式を発行している場合に限る。

(3) その他の国際課税の適正化

① 非居住者等による不動産化体株式の譲渡益課税

〔現 行〕	非居住者・外国法人による国内の土地等の譲渡益	⇒ 日本で課税
	非居住者・外国法人による株式の譲渡益	⇒ 日本で原則非課税
↓		
〔改正案〕	国内にある土地等を主たる資産とする法人の株式の譲渡益 ⇒ 日本で課税	
	(注) 所有割合2%以下の未上場株式や所有割合5%以下の上場株式の譲渡の場合には、非課税とする。	

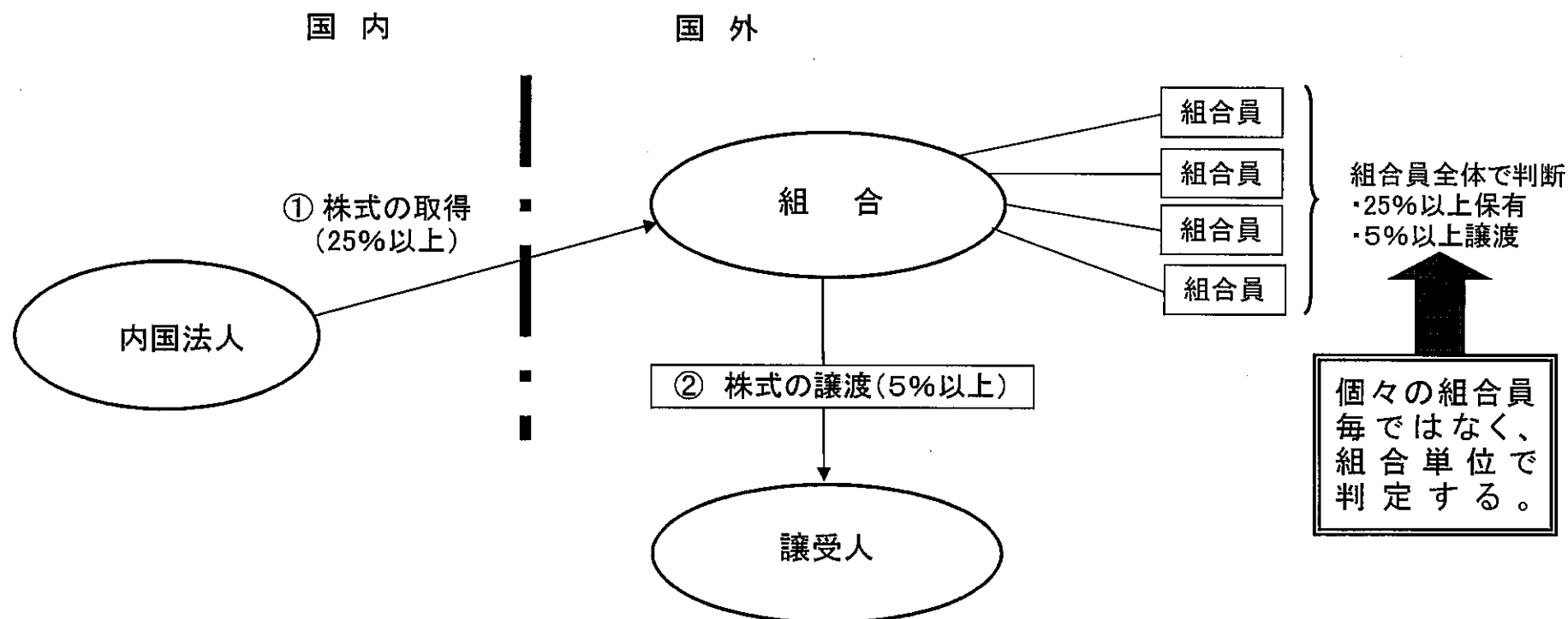


② 非居住者等による事業譲渡類似株式の譲渡益課税の適正化

〔現 行〕 { 非居住者・外国法人による内国法人の株式の譲渡益 ⇒ 日本で原則非課税
事業譲渡に類似すると認められる株式の譲渡益 ⇒ 日本で課税



〔改正案〕 非居住者・外国法人が組合を通じて株式を所有する場合には、個々の組合員每ではなく、組合単位で事業譲渡類似に該当するかどうかを判定する。



③ 非居住者・外国法人である組合員に対する課税の確保

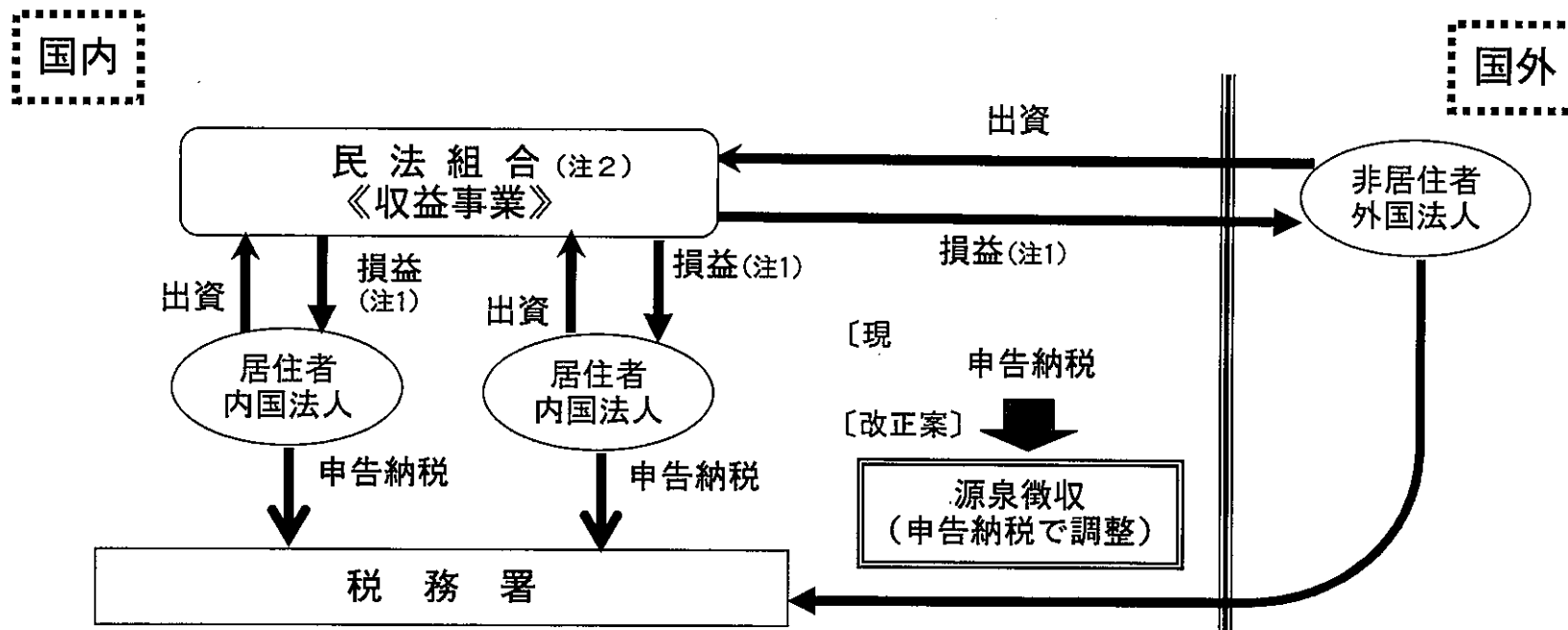
〔現 行〕

非居住者・外国法人であっても民法組合等の得る収益で自らに帰属するものについては毎年申告納税しなければならない。

〔改正案〕

非居住者・外国法人については、毎年源泉徴収(20%)を行い、申告納税で調整。

ただし、国内に組合以外の恒久的施設を有する非居住者・外国法人については、一定の要件の下、源泉徴収を免除する。



(注1) 毎年の組合の損益が各組合員に直接帰属する。

(注2) 投資事業有限責任組合、有限責任事業組合 (LLP) 等を含む。なお、匿名組合は含まない。

④ 移転価格税制における国外関連者の範囲の拡充

〔現行：移転価格税制の概要〕

- 企業が海外の関連企業との取引価格(移転価格)を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制とは、このような海外の関連企業(国外関連者)との取引を通じる所得の海外移転を防止するため、その移転価格を通常の取引価格(独立企業間価格)に引き直して課税する制度。
- 移転価格税制が適用される国外関連者は、持株関係(50%以上)又は直接の実質支配関係(役員の派遣等)に基づいて判定される。

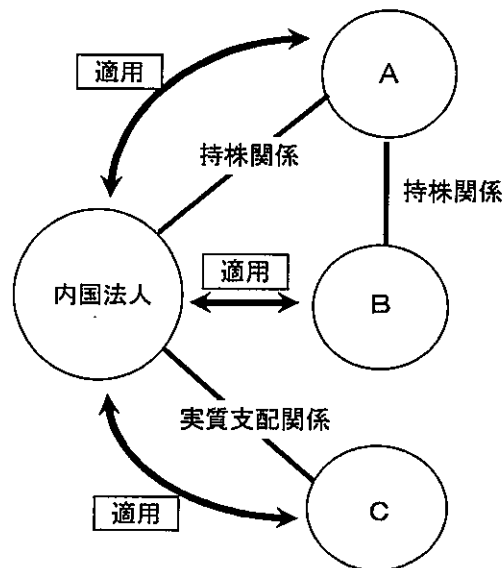
〔改正案〕

国外関連者の範囲に次の者を追加する。

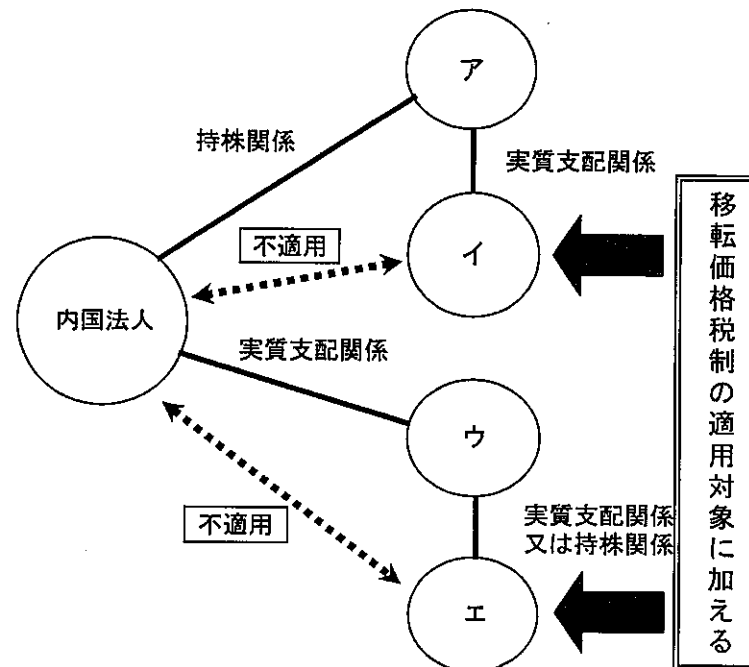
- 内国法人と外国法人との間が、持株関係又は実質支配関係のいずれかで連鎖している場合の外国法人



〔現行制度の適用範囲〕



〔現行制度の適用範囲外〕



⑤ 外国法人が作成・保存すべき帳簿書類の範囲の明確化

- 現行法上、外国法人が作成・保存すべき帳簿書類については、内国法人の規定を準用する形になっているが、実務上不明確な部分もあったため、規定を明確化する。

⑥ 租税条約手続の簡素化

- 居住者証明書の提出について、手続を簡素化し、源泉徴収義務者への提示で済ませられるようにする。

⑦ 外国税額控除制度の整備

- イ 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が後で減額された場合の調整規定の整備
- ロ 租税条約の規定により外国税額控除の対象とされない外国所得税がある場合の調整規定の整備（例：米国市民課税）

6. 中小企業関係税制

中小企業向けの主な税制措置（法人税関係）

○ 中小法人に対する軽減税率

〔中小法人の所得金額のうち年8百万円以下の金額は22%の税率〕

○ 中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

〔中小企業者が支出する試験研究費の12%相当額（注）を税額控除〕

（注）平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については、15%

○ 中小企業投資促進税制

〔 中小企業者が、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（リース資産についても7%の税額控除あり） 〕

○ 中小企業等基盤強化税制

〔 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（仮称）の中小企業者が、同法の経営革新計画又は異分野連携新事業分野開拓計画（仮称）に従って機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（リース資産についても7%の税額控除あり） 等 〕

平成17年度
税制改正に
よる見直し

○ その他

- ・ 交際費等の損金不算入の特例
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用の特例
- ・ 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・ 中小企業者に対する同族会社の留保金課税の特例

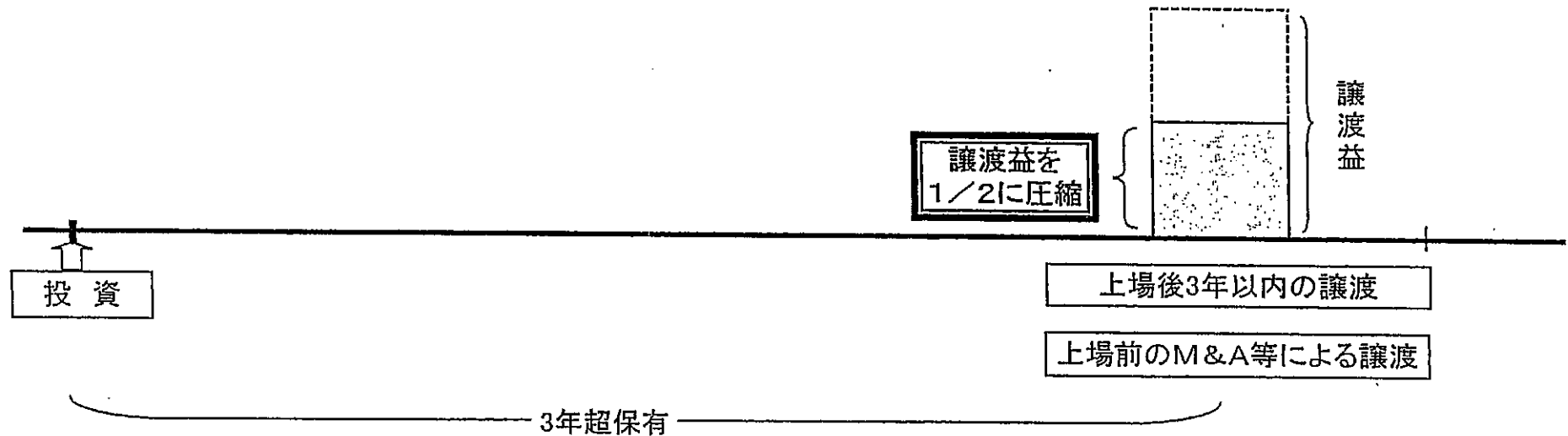
エンジェル税制 (1/2課税の特例)

譲渡の日において3年超保有していた特定株式を、上場後3年以内又は上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益(税負担)を2分の1に軽減する特例

(適用期限) 平成17年3月31日までに取得した株式について適用

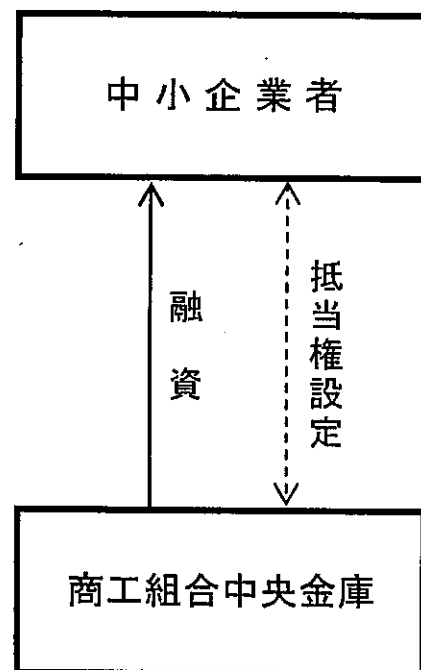


【改正案】 平成19年3月31日まで2年延長

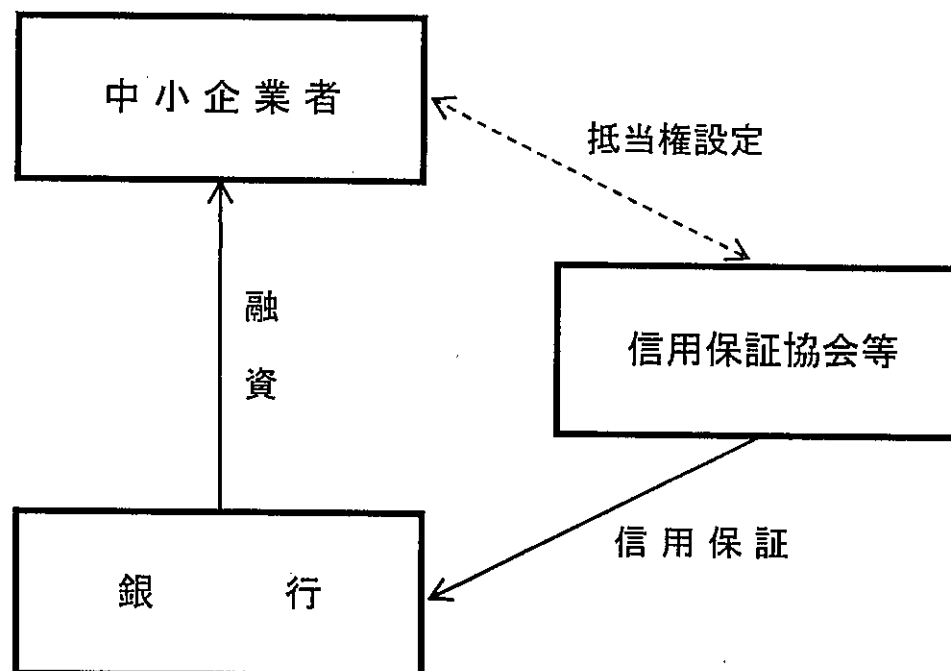


商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

〔商工組合中央金庫の場合〕



〔信用保証協会等の場合〕



○ 抵当権の設定登記等

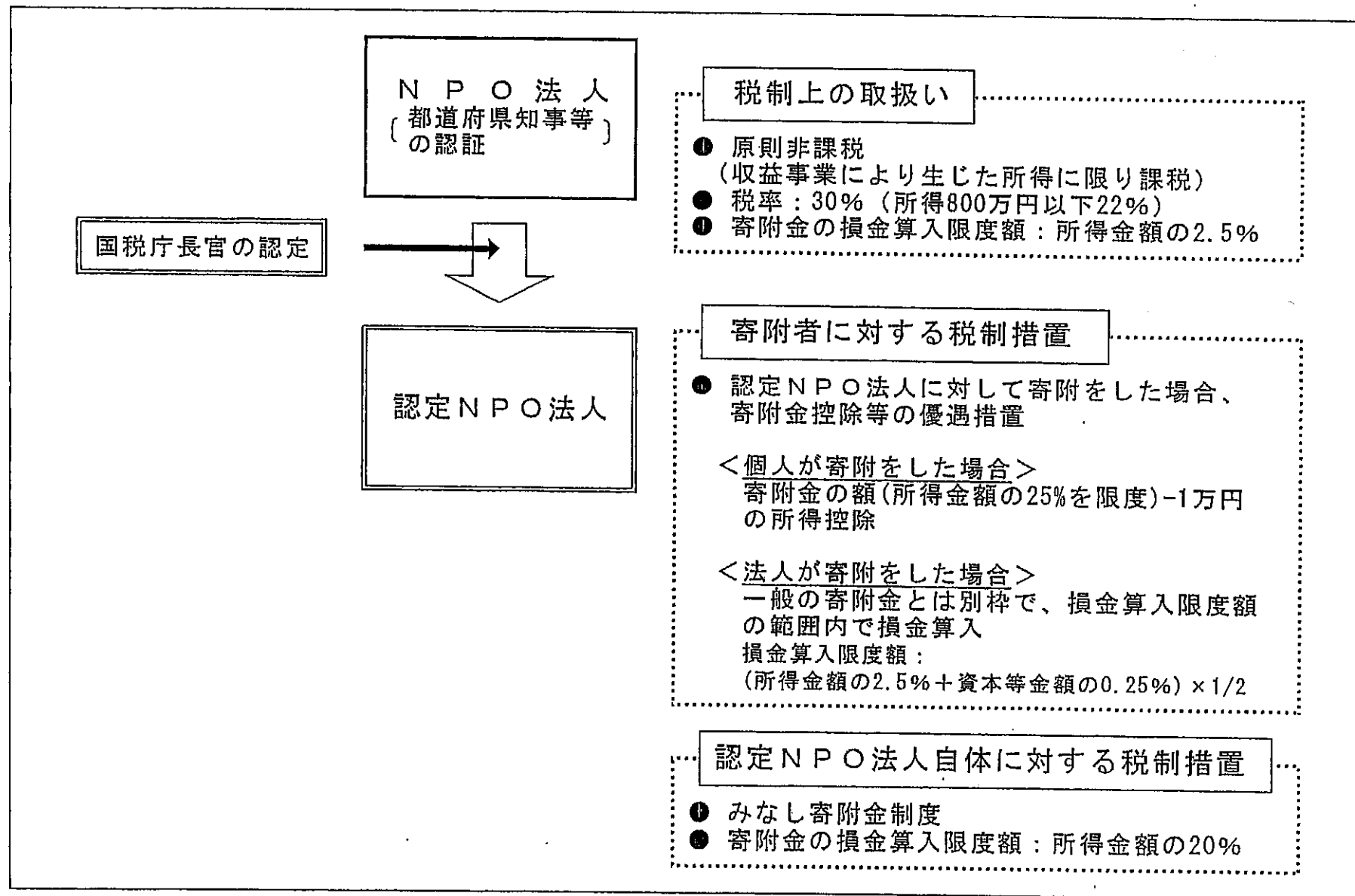
〔税率の例〕 不動産等 本則：1,000分の4 ⇒ 軽減：1,000分の1

〔適用期限〕 平成17年3月31日まで (改正案:平成19年3月31日まで(2年延長))

7. その他

〔特定非営利活動法人
(いわゆるNPO法人)等への支援〕

「NPO法人」及び「認定NPO法人」に関する税制上の取扱い



認定NPO法人制度の改正の経緯

13年10月～：制度の施行

【参考】制度創設時のパブリック・サポート・テスト（PST）の算式

$$\frac{\text{寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費}}{\text{総収入金額（寄附金、助成金、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{3}$$

※直前2事業年度の各事業年度ごとに左の要件を満たす必要がある

14年度改正：認定要件の緩和

- PSTの計算において、役員又は社員から受け入れた寄附金についても、他の寄附金と同様の取扱いに

15年度改正：認定要件の緩和

- 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り、PSTの割合を引下げ $\frac{1}{3}$ 以上 $\Rightarrow \frac{1}{5}$ 以上
- PSTの算式の分母・分子に含めないこととしている、一者から受け入れた寄附金の年間の合計額（寄附金最低金額）を引下げ（3,000円未満 $\Rightarrow$ 1,000円未満）
- NPO活動の広域性要件（活動が複数の市町村で行われていることが必要）を廃止

（注）このほか、国際機関からの補助金等を分母・分子に含めない等の措置を講じている。

//：みなし寄附金制度の導入

- 認定NPO法人について、公益法人と同様の「みなし寄附金」制度（注）を導入。あわせて、寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%（改正前2.5%）に拡大

（注）みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額については、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

17年度改正：認定要件の緩和等（案）

- PSTについて、直前2事業年度等の平均により算定（ただし、各事業年度の割合が $\frac{1}{10}$ 以上であること）
- 共益的な活動に係る制限要件について、
 - ・ 会員等の範囲から単なる顧客を除外
 - ・ ネットワーク型NPO法人の共益的活動から、特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業に対する助成を除外
 - ・ 直前2事業年度等の平均により算定
- 役員及び社員の親族の範囲を三親等以内の親族に限定
- 事業活動要件について、事業費総額に占める特定非営利活動事業費の割合、及び受入寄附金を特定非営利活動に充当する割合を直前2事業年度等の平均により算定
- 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類を簡素化

認定NPO法人の認定要件の概要

広く一般からの支援を受けているか (いわゆるパブリック・サポート・テスト)

- 多くの者から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること

$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{5}$$

- 注1. 「5分の1」の割合は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間になされた申請について適用(改正前3分の1)。
2. 分母・分子には、国・地方公共団体や我が国が加盟している国際機関からの補助金・受託事業収入は含めない。
 3. 分母・分子には、1者から受け入れた寄附金で、年間の合計額が1,000円未満のものは含めない。
 4. 分子には、1者から受け入れた寄附金の額の合計額のうち、受け入れた寄附金の額の総額の5%を超える部分の金額は含めない。
 5. 直前2事業年度の各事業年度ごとに要件を満たしている必要がある。
⇒ **改正案** 割合を直前2事業年度の平均により算定。ただし、各事業年度の割合が10分の1以上である場合に限り。

広く一般を対象とした活動を行っているか

- 事業活動のうち、会員等に対するサービスの提供や会員等相互の親睦等共益的活動にかかる事業費等の占める割合が50%未満であること

注1. 「会員等」には、会員のほか、サービスの提供等を受ける者としてNPO法人の名簿等に氏名が記載され、継続的に又は反復してそのサービス等の提供を受ける者を含む。

- ⇒ **改正案**
- ・ 会員等の範囲から単なる顧客を除外
 - ・ ネットワーク型NPO法人の共益的活動の範囲から、特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業に対する助成を除外

2. 直前2事業年度の各事業年度ごとに要件を満たしている必要がある。
⇒ **改正案** 割合を直前2事業年度の平均により算定

事業組織等に関する基本的事項

- 適切な情報公開

- ・ 寄附者に関する事項(寄附金20万円以上の者の住所・氏名・寄附金の額の公開等)
- ・ 報酬・給与に関する事項(給与受給者の氏名・金額等)

- 事業内容の適正性

- ・ 宗教活動、政治活動を行わないこと、役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと
- ・ 各事業年度の事業費の総額のうち特定非営利活動の事業費の占める割合が、80%以上であること
⇒ **改正案** 割合を直前2事業年度の平均により算定
- ・ 各事業年度の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること
⇒ **改正案** 割合を直前2事業年度の平均により算定
- ・ 200万円超の海外への送金を行う場合、事前に国税庁に届け出ること等

- 運営組織の適正性

- ・ 役員や社員のうちにその親族が占める割合が1/3以下であること等
(注) 親族には、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族が含まれる。
⇒ **改正案** 役員及び社員の親族の範囲を3親等以内の親族に限定

寄付金控除（所得税）

現行制度の概要

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

（特定寄付金）

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄付金
- ⑤ 政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）

$$\text{寄付金控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の合計額} \\ \text{（総所得の 25\%相当額 が限度）} \end{array} \right] - 1\text{万円}$$

改正案

30%相当額

8. その他

〔企業再生関係税制〕

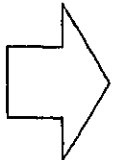
企業再生の場合の資産評価損益の計上と期限切れ欠損金の控除

民事再生法等の法的整理又は一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、次の措置を講ずる。

- ① 資産の評価損及び評価益の計上
- ② ①の適用を受ける場合に、債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して控除

整理前

資産A (含み益)	負債
資産B (含み損)	
期限切れ 欠損金	
青色欠損金	資本金



＜現行＞

資産A (含み益)	負債
資産B (含み損)	
期限切れ 欠損金	
青色欠損金	資本金
債務免除益	

整理後

＜改正案＞

資産A (時価)	負債
資産B (時価)	
純評価損	
期限切れ 欠損金	資本金
青色欠損金	資本金
債務免除益	

(参 考)

現 行 制 度 の 概 要

資産評価損益の計上

- ・ 資産評価損は、災害等特別な事実が生じた場合を除き損金不算入。
- ・ 資産評価益は、益金不算入。

期限切れ欠損金の控除

- ・ 民事再生法等の場合に、債務免除を受けたときは、青色欠損金を控除した後で期限切れ欠損金を控除（債務免除益額が限度）。

(注) 会社更生法の場合には、資産評価損益の計上と期限切れ欠損金の優先使用が認められる(会社更生法)。

9. その他

〔教育訓練費についての税額控除〕

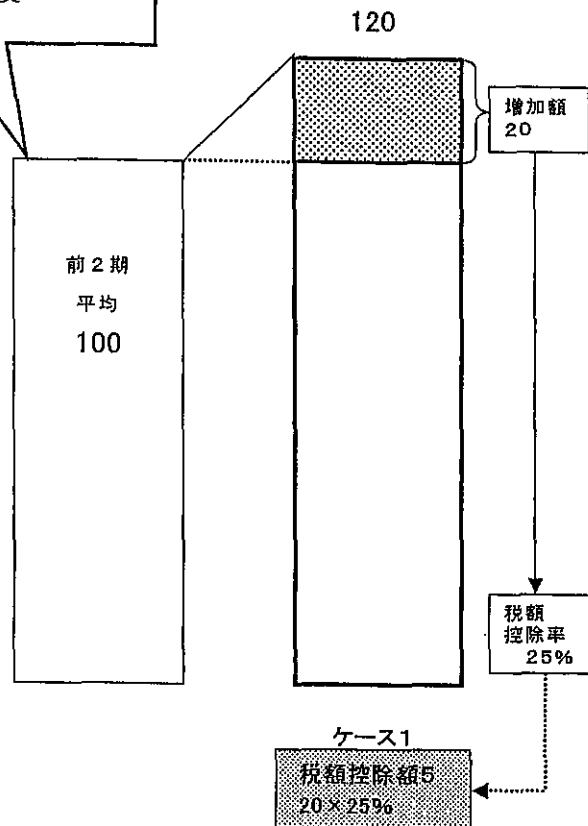
教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度

基本制度

教育訓練費が、前2期平均の教育訓練費を超える場合、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する(法人税額の10%を限度とする)。

教育訓練費

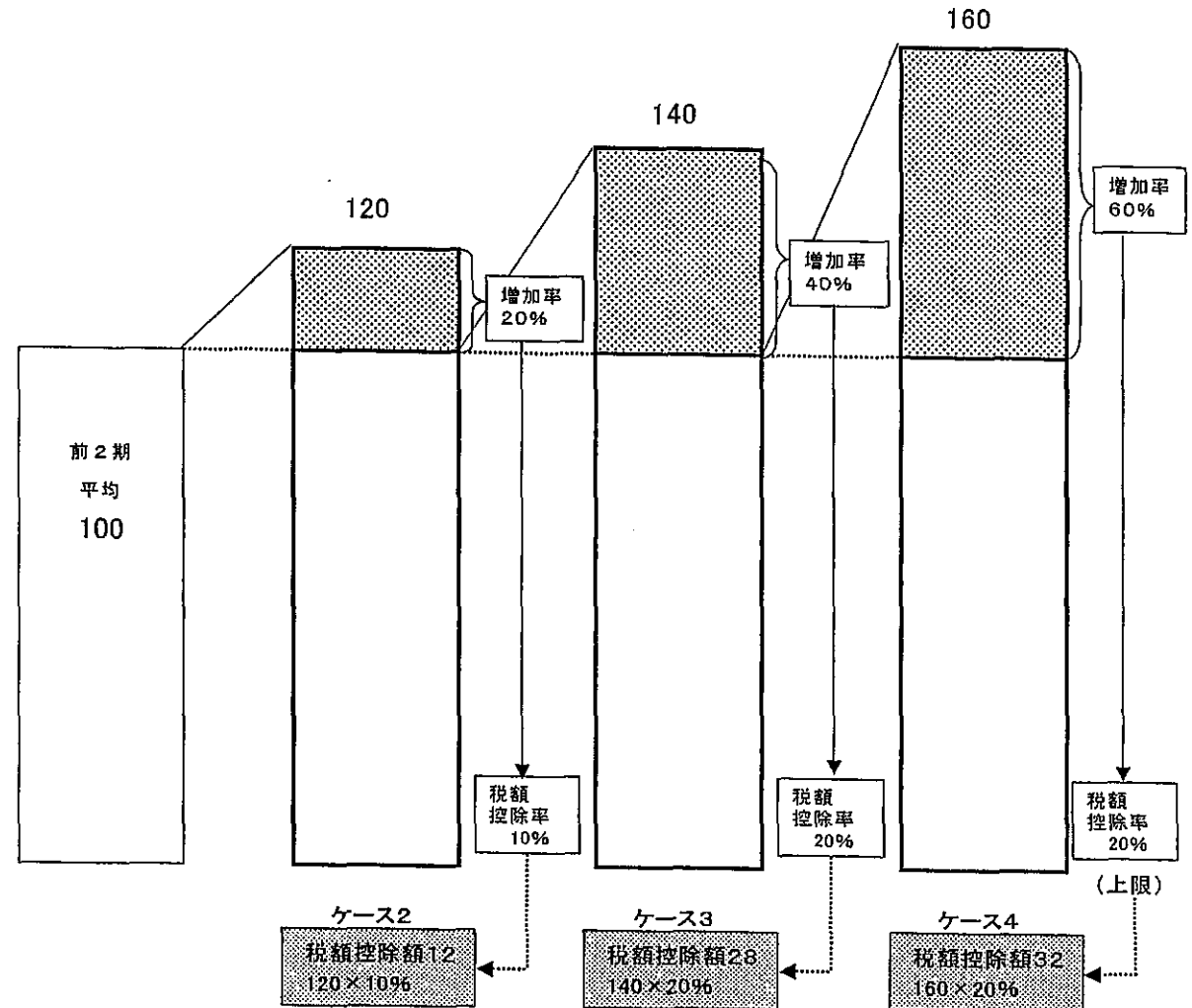
- ・ 研修委託費
- ・ 研修参加費
- ・ 社外講師謝金
- ・ 外部施設使用料
- ・ 教材費



中小企業の特例(選択制)

教育訓練費を前2期平均より増加させた場合、当期の教育訓練費総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(最高20%)を乗じた金額を当期の法人税額から控除する(法人税額の10%を限度とする)。

(注) 増加率(%) = (当期の教育訓練費 - 前2期平均) / (前2期平均)



(注) いずれも3年間の時限措置(平成17年4月1日以後に開始する事業年度について適用)

(参 考) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (抄)

平成 16 年 6 月 4 日
閣 議 決 定

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

4. 「人間力」の抜本的強化

(1) 「人間力」強化のための戦略の検討

- ・ 関係 4 大臣による若者自立・挑戦戦略会議等の場で、平成 16 年中に雇用や教育面での課題を含む「人間力」強化のための戦略を検討する。 その一環として、雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。
- ・ フリーター・無業者を重点に若年者の雇用・就業対策を強力に推進するとともに、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充、専門高校・国立高専の教育内容見直しと地域との連携強化等を行う。
- ・ 少子高齢化社会の急速な到来等に対応するとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、性別や年齢にかかわらず、仕事と生活のバランスをとりつつ、能力と意欲に応じて多様な働き方ができる環境を整備していく。
- ・ 障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る。

第 2 部 経済活性化に向けた重点施策

3. 「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化

(1) 「新産業創造戦略」の推進

(産業人材の育成)

- ・ 製造現場の中核人材やサービス産業人材、IT 人材等の産業人材の育成を図るため、産学連携による人材育成プログラムの開発やベテラン人材の活用等を促進する。また、企業内人材投資の促進、優秀な産業人材のスキル標準の策定を含む顕彰制度の充実・普及、草の根 e ラーニング・システムの整備等を推進する。

10. その他 〔社会保険料控除〕

国民年金保険料に係る社会保険料控除の証明書添付等の義務化

【改正案】

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の支払をした旨を証する書類の添付等を義務付ける。

〔参考〕社会保険料控除

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。